

横浜市記者発表概要

令和2年9月29日
教育委員会事務局
東部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	教諭 (男性・50代)
処 分 日	令和2年9月29日 (火)
処 分 内 容	停職6箇月
監 督 者 責 任	現任校校長及び前任校校長・文書訓戒
概 要	<p>当該教諭は、営利企業への従事の制限に抵触していることを認識しながら、自転車を使ってデリバリーの仕事をを行った。令和元年7月13日から令和2年6月16日までの約11か月にわたり、土日祝日を含めて255日勤務し、合計1,400,696円の収入を得ていた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症防止に向けた学校の臨時休業期間中に10日間の自宅勤務を申請し、報告書の提出を行っていたが、実際にはその内の9日間は勤務時間中にデリバリーを行っていた。</p> <p>加えて、平成29年度から3年間の前任校在籍期間において、自宅から最寄り駅までをバス乗車として通勤手当を申請していたが、実際には徒歩や自転車で通勤し、18か月分182,260円の通勤手当相当分を不正受給していた。</p>

2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、教職員の不祥事の防止に取り組んでいる中、また、新型コロナウイルス感染症防止に向けた臨時休業期間中に、このようなことが起きたことは極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

当該教諭の行為は、全体の奉仕者である公務員として、また、生徒に範を示すべき教員として許しがたいものです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

東部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-411-0605